

議案第7号

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月6日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。